

Title	AustraliaにおけるADRの現状
Sub Title	Dispute Resolution in Australia
Author	石川, 明(Ishikawa, Akira)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1993
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.66, No.10 (1993. 10) ,p.58- 84
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19931028-0058

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

研究ノート

Australia⁽¹⁾におけるADRの現状

石川 明

I 序説

II Australia におけるADRの近時の発展の要因

III Australia におけるADRの近時の発展の状況

IV Queensland におけるCommunity Justice Program

およびDispute Resolution Centres について

—Annual Report of the Dispute Resolution

Centres Council 1990-1991 を中心として—

V 結語

付論 Australia における司法改革の動き

I 序説

我が国並びに諸外国においてADRが大幅に導入され、それ自体一つの研究分野に成長したのは比較的近時の現象である。

これに対して、特に調停 (mediation) や仲裁 (arbitration) の思想は、特に日本及び中国では、旧来のものであったし、アメリカ慣習法にもそれが認められるといわれている。⁽²⁾ また調停の制度はニダヤ教徒やクエーカー教徒の間にも見られる。またキリスト教の調停思想は、パウロのコリント人への手紙に遡ることができ、ここでパウロは、コリント人が紛争解決のため裁判所を避けて彼等の社会から仲裁人を選ぶべき旨忠告している。⁽³⁾ 弁護士であったアブラハム・リンカーンは、その助手をつとめた弁護士に以下のように述べている。すなわち、「訴訟を止めよ。可能ならいつでも、隣人を説得して妥協させるようにせよ。費用、能力及び時間の浪費等々の点でノミナルな勝者がしばしば実際には敗者であることを人々に認識せしめよ。ピースメーカーとして弁護士は善人 (a good man) になる絶好のチャンス

をもっているのである」というのである。

一九世紀のイギリス法律誌 *The Law Times* に商事事件について以下のような記事が掲載されているのも注目に値するものである。⁽⁷⁾「正義の法的概念と商事的概念は異なるものである。法学に対するビジネスマンの不満は、この相違に起因するものである。法学の意味における正義は、ルールから離れたものではない。ビジネスマンの意味する正義は、両当事者の利益を配慮した慈悲深い傍観者の感覚において満足すべき結果なのである」というのである。

このようにADRの思想は古くから我が国においてのみならず世界中に存在していたのである。それに対して、西欧諸国においては、実体法やそれに基づく権利意識が確立するにともなうって、法的紛争解決制度としての訴訟が全面に押し出され、これに反比例してADR制度が後退し訴訟の影にかくれるようになった。近時訴訟制度が紛争の多発化に対処しきれなくなるに伴って、ADRが訴訟では対処しきれなくなった穴を埋める補助的な制度として登場せざるを得なくなると同時に、それが単に法的正義の実現制度としてではなく、それ自体訴訟にはないメリットをもった紛争解決制度として再評価されるようになったのである。なお以上の点については、Riekertの後掲論文^{pp.} 311を参照されたい。

ADRに関する我が国の外国法研究としては、アメリカ法が中心であるが、Australia においても一九九〇年以降ADR

が活用されるようになった。Hilary Aster & Christine M. Chinkin 両講師(シドニー大)の著作“Dispute Resolution in Australia” Buttermorts が一九九二年に刊行されている。⁽⁸⁾ Australian Dispute Resolution Association に于ける雑誌 *Australian Dispute Resolution Journal* が一九九〇年に発刊されている。また筆者は、一九九三年夏期集中講座の一環として、メルボルン大学 Ingleby 教授により“Alternative Dispute Resolution: Theory & Practice, Graduate Diploma, in Dispute Resolution and Judicial Administration”と題する講義が開講され、その資料を入手することができた。これらの事実は、Australia の紛争解決制度のなかでADRの重要性が急速に認められつつあることを示しているものと思われる。そこで以下 Australia におけるADRの近時の発展と沿革について若干の考察を試みたい。⁽⁸⁾

(一) Australia の日本語表記は多様であり、普通オーストラリアと表記しているが、田中英夫編・英米法辞典ではオーストラリアと表記している。Australia 英語では、発音を短縮する例が多くオーストラリアのレイを短縮するためオーストラリアに近くなるように思われる。いずれの表記も誤りということはできないが本稿では日本語表記が分かれるので英語のまま Australia と表記する。

なお、本稿の問題については、国際交流委員会・海外法曹事情「オーストラリアにおける代替的紛争解決手続き」自由と正義四三巻六号一三九頁以下がある。

(2) 英文の文献としては、以下のものを挙げておこう。J. A. Cohen,

- "Chinese Mediation on the Eve of Modernisation" (1966) 54 California Law Review 1201 and T Kawashima, "Dispute Resolution in Contemporary Japan" in A von Mehren (ed.), Law in Japan (Harvard University Press, Cambridge, Mass, 1963), p. 41. Cf. J. O. Haley, "The Myth of the Reluctant Litigant" (1978) 4 Journal of Japanese Studies 359, S. Miyazawa, "Taking Kawashima Seriously: A Review of Japanese Research on Japanese Legal Consciousness and Disputing Behaviour" (1987) 21 Law & Society Review 219.
- (e) Rieker, "Alternative Dispute Resolution in Australian Commercial Disputes", Australian Dispute Resolution Journal, Vol. 1, No. 1, [1990] p. 31.
- (4) 現代の仲裁手続の発展は、ローの役割及びその中で、提議オプションの選択の自由と、仲裁の柔軟性の点で、古代の仲裁制度 H Porat-Martin, "Israeli Rabbinic Courts—Aspects of a More Responsive Legal System" (1977) VIII Diné Israel 49, and "Representation and its Role in Concurrent Jurisdiction (In the Rabbinical and District Courts of Israel)" (1981-3) X-XI Diné Israel 7. 又、"Rabbinical Courts: Modern Day Solomons" (1970) 6 Columbia Journal of Law and Social Problems 49. 参照。
- (5) ロビンソンとヘドダーウィックの論文。
- (6) J T McLaughlin, "Resolving Disputes in the Financial Community: Alternative to Litigation" (1966) 41 [No. 3] The Arbitration Journal 16 at 26. 参照。
- (7) "Legal Topics of the Week (1864-5) 40 Law Times 517, quoted in H W Arthurs, "Without the Law: Administrative

Justice and Legal Pluralism in Nineteenth-Century England" (University of Toronto Press, 1985), p. 79.

(8) 本稿の執筆は、Asker & Chinkin の提議書を全面的に参照した。これを引用して、同意を表す。参照。

私は、一九九三年に Australian Legal Group に所属する Melbourne の Arthur Robinson と Heddervicks 法律事務所と Melbourne 大学法學部 Asian Law Center に在る Australian 法の研究の機会を得た。前記法律事務所は、特許代理人の solicitor Stephen Spargo 氏の御世話となり、また大半は、同メンバー所長の Malcolm Smith 法学部教授と、同メンバー所長の Veronica Taylor 講師と御世話を受けた。勿論、Australia の ADR については、インクマードが担当した。前記法律事務所の solicitor である Rieker 氏と密接した。

Australia は common law の国であるが、我が国では英米法学者の研究対象は主にこの英法、米法に限られてくる。そのこと自体は止むを得ない理由がある。同じ common law を受け継いで来たが、Australia は、元来、その発展の中心が、社会情勢や風土の因縁から、common law を独自の発展の中心と見なしている。また独自の発展の中心と見なしている。社会的背景の相違による法継受の相違と Australia を含むアメリカ、カナダ、南ア、印度、香港、シンガポール等については比較的研究の対象となることは極めて関心のあふれるテーマである。また我が国は環太平洋圏の一員として Australia との貿易、経済関係が密である。英米との関係はますます強固なもので発展の中心となる予想がある。これらの諸点から考えれば、私は Australia 法研究が将来今日以上に密にならざるを得ないことを確信する。参照。

II Australia における ADR の近時の

発展の要因

Australia における ADR の発展は三つの要素に支えられている。すなわち、第一は、UNCITRAL にみられる国際貿易実務上の必要性であり、第二は、日本、中華人民共和国ないし台湾等との貿易の発展であり、第三はアメリカ合衆国における ADR の発展である。

ところで、Australia においては特に一九九〇年以降 ADR の新たなプログラムが次々と導入され、特に連邦政府、州政府および法曹界が ADR の導入について積極的な姿勢を示しはじめた。就中、裁判所に ADR を組み込むと考える方が強調されている点は注目すべきことであろう。このように ADR を充実させようとする見解は、政治家によっても提唱された。例えば、当時連邦政府の首相であった Hawke は一九九〇年の選挙にあたり、若し自らが再選されれば、連邦裁判所に ADR を導入する立法をなす旨宣言している⁽³⁾。そして右の宣言はこれを具体化した The Courts (Mediation & Arbitration) Act 1991 の制定につながったのである。この法律は、家庭裁判所と連邦裁判所に、職権で事件を調停 (mediation) および仲裁 (arbitration) に付する余地を与えるというものである⁽⁴⁾。この立法上の枠組の下で、右両裁判所は、それぞれの管轄事件につき最も適した A

DR 手続を構成すべく、裁判所規則 (rules of court) を制定することができることになったのである。調停は、既に連邦裁判所に導入され、同裁判所は、事件を裁判所付設調停システム (これを assisted dispute resolution という) に付することを命じることができるとなっている。補助裁判官 (Registrar) 又は場合によっては、裁判官が、当事者との非公開協議に調停人として出席する。調停が成立すれば、当事者は当該合意を同意判決 (consent judgement) に記載することができるものとされている⁽⁶⁾。

一九九〇年八月 Law Council of Australia は Hawke 前首相のステートメントに応じて、連邦法務大臣に対してすべての連邦並びに州裁判所に統一的な調停制度を設置する旨の法規の立法を提案した。これに対して New South Wales 州首相は、州政府諸大臣に対して紛争解決のために裁判所を利用するよりむしろ、Australian Commercial Diputes Centre の利用を望む旨のメモランダムを提出し、Hawke 前首相の調停を裁判所に付置すべき旨の提案に反対した⁽⁹⁾。一九八三年以降、裁判所付設仲裁 (court annexed-arbitration) は New South Wales の地方裁判所 (District Court) 及び地域的裁判所 (Local Courts) (付表 II-1) 参照) において付設され、右制度は一九九〇年には同州最高裁 (Supreme Court) にも導入された。それ以外の州でも同様の計画が導入されており、一定の範囲の州裁判所は、arbitration のみならず現在調停プログラム (mediation pro-

grammes) を実施しているのが現状である。

ADRを裁判所に付設する旨の提案の原動力の一つが、Hawke 提案とすれば、第二の原動力は、New South Wales 州の Law Society が推進した New South Wales 最高裁に和解週間 (Settlement Week) を設けようとする動きでもあった。Settlement week 提案のモデルは、アメリカ特に Washington D.C. においても過去数年間に行われた年次 Settlement Week に求められる。model となったアメリカのこの Settlement Week は、その対象たる裁判所につき一週間通常の事件をはずして未済事件を和解手続により解決するため同期間を活用するというシステムである。Settlement Week は、裁判所が監督するADRである。この Settlement は、高価で重装備手続の訴訟を行う代わりに、なるべく初期の段階で紛争を解決する機会を当事者に与えるものである。裁判所の立場からすれば未済事件を処理して、事件を相当数に減殺することができるというメリットをもっている。

裁判所における事件処理の遅延と、非効率性が高まったために、一九八八年に同州首相並びに法務大臣によって始められた The Review of the New South Wales Court System は、紛争解決の為にADRを活用すべき旨を推奨している。⁽¹⁰⁾特に人身障害事件では責任が明確であるが損害額が不明である場合第三者介在の和解的解決 (mediated settlement) の形式が有効であるといわれている。Australia では地域的裁判所 (Local Courts)

における訴訟遅延が著しい地域において Community Justice Centres が増加していることについて注目すべきである。⁽¹¹⁾

一九九〇年 Australia の三州 (South Australia, Victoria 及び New South Wales) 法務大臣はそれぞれにADRに関する報告書又は討議資料を作成した。⁽¹²⁾それらのすべては、Australia の裁判所の内外におけるADRの発展状況を調査し、当事者の満足のいく紛争の早期且つ低廉な解決を促進する方法を採ることにより、それぞれの州政府が、裁判所の内外におけるADRの発展を促進しようとするものであり、且つそれらは議論を刺激すべく公開された。右三報告中最も深入りしたものは Victorian Report である。⁽¹³⁾すなわち、その思想、親近感 (perception) 及びアクセス性からみてADRを紛争解決の主流として位置付けている点が注目される。それは、Victoria州全域にわたってADRのサービスを確立し、ADRによるものが紛争解決に適切であるとすれば、紛争の種類を限定せず且つ紛争訴額の制限も設けるべきに非ずというものである。⁽¹⁵⁾

ADRの利用増大に伴って、New South Wales Law Reform Commission は一九八七年一月調停人の養成 (training) 及び任命 (accreditation) の問題について見解を発表してゐる。一九八九年右委員会は、Working Paper を発表した⁽¹⁶⁾が、司法大臣に対する報告書を引き続き作成している。⁽¹⁷⁾

これに対し弁護士側からのADRに対する関心も高まった。Law Society of New South Wales は一九八七年 Dispute

Resolution Committee を組織した。同委員会は、ADRを経験した solicitor⁽¹⁶⁾、学会などの community justice mediator 及び barrister の各代表から構成されている。この委員会は ADR の弁護士と与えるインパクトを調査し、且つ ADR を法律家に推奨するために設置されたのである⁽¹⁶⁾。

Victoria 州では、the Law Institutes (solicitor 協会) Specialisation Board⁽¹⁷⁾、現在のところ mediator と特別の資格を要求していないが、現在 ADR の担当者 solicitor を中心に任命する旨検討中とのことである⁽¹⁸⁾。

Queensland Bar Association (barrister 協会) は、紛争解決計画 (dispute resolution scheme) の導入を宣言した。これによれば退職判事、勅選弁護士 (Queen's Counsel) およびベンチの barrister 等を当事者が調停人として選任することができ、広範囲の家庭事件ないし商事紛争を処理することとなるものと思われる。また調停人の報酬は当事者と調停人の合意で決定される。日当八〇〇〜二〇〇〇 Australia ユニが予定されている⁽¹⁹⁾。

4. 5. Australia では、LEADR (Lawyers Engaged in Alternative Dispute Resolution) と称する団体が組織された。この団体は ADR を法律家に推奨することを目的とする非営利団体であり、ADR における調停人を養成したり、機関誌 LEADR Brief を刊行している。全国組織では、Queensland, Victoria, New South Wales 及び Western Australia に支部を有している⁽²⁰⁾。

Australia 司法協会 (Australian Institute of Judicial Administration)⁽²¹⁾ は、Alternative Dispute Resolution Research Project を組織した⁽²²⁾。このプロジェクトの責任者はメルボルン大学の Ingleby 教授であり、プロジェクトの目的は ADR における近時の発展を調査する点にあった。関連問題として、メルボルンの少額裁判所 (Small Claim Tribunal) における調停／仲裁の考察、Order 24 of the Family Law Rules の下における訴訟前夫婦財産協議 (pre-trial property conference) の考察、連邦裁判所における裁判所付設調停の考察等がなされている。

家庭事件について調停の利用は沿革的にみて重要である。一九八五年 New South Wales において家事事件調停センター (Family Mediation Center) が、the Family Advancement Resources Cooperative によって組織された。この団体は永年にならわって結婚相談を担当して来た団体である Uniform の関連団体である。家事事件調停センター (Family Mediation Center) の本部は Sydney にあり、New South Wales に置かれた一五の支部 (venue) と調停を行っている⁽²³⁾。このほかにも家庭事件について調停を行っている団体がある。例えば、New South Wales において近時の提案によれば、Adolescent Family Therapy and Mediation Service が設けられ、十歳〜十二歳迄の若年者とその家族との間に生じた事件を取り扱うこととしている。Victoria 及び South Australia では、それ

それの州の The Divorce Mediation Services of the Marriage Guidance Councils や⁽²⁵⁾ 400では The Family Mediation Center at Noble Park が家事調停を行っている。家事調停もまた私的な解決人 (private practitioners) ないし紛争処理センター (community dispute resolution centres)⁽²⁶⁾ により処理されているのである。⁽²⁷⁾ Australia における ADR の発展の最も重要な要素は、地区紛争処理センターであり、その歴史は、後出 III 章に譲りたいと思う。この種のセンターの名称は多様である。例えば Community Justice Centre, Neighbourhood Mediation Service, Neighbourhood Justice Centres, Community Mediation Services, Conflict Resolution Services, Dispute Settlement Centres 等々。

ADR は、大学の法学ないし社会学のカリキュラムにもこれを取り入れるものが多くなって来ている。⁽²⁸⁾ ADR は、カリキュラム上、既存の教科に組入れられて講義されることもあるし、独立の選択科目として設けられることもある。いずれにしても若い世代の Lawyer にとっては、これらの教育を通して訴訟並に ADR は身近なものになってきていることは間違いないところであろう。⁽²⁹⁾

Australia における ADR の近時の発展は誠に目覚ましいものがある。それらすべてについて詳細に言及することは、極めて困難な作業といえよう。したがって以上に述べた処は、Australia における ADR の発展の近時の要因のうち極めて重

要な若干のものに言及したというたとえ、あることをお断わりしておかなければならぬ。それにもかかわらず、以上の叙述をもってしても Australia における ADR の近時の傾向を窺い知ることが出来るであろう。ADR の近時の発展は訴訟制度の物理的機能的限界に由来し、世界に共通の現象と思われるものの、Australia におけるそれはアメリカにおけるそれと異なり我が国の ADR の研究に有益な材料を提供するものではないかと思われる。

- (1) Riekel, 'Alternative Dispute Resolution in Australian Commercial Disputes: Quo Vadis', *Australian Dispute Resolution Journal*, Vol. 1, No. 1, p. 34.
- (2) 例えは中国との関係については、一九七三年の Australia/China Trade Agreement が、両国間の通商上の紛争解決の ADR の規定を設けている。なおこの点については Govey, 'Dispute Resolution in the Context of Australian/China Trade', *Australia-China Trade and Investment Law Conference*, Vol. 1 (AGPS, 1986) pp. 141, 171.
- (3) 一九九〇年三月二〇日のステートメントでも、これは ADR である。Australian Law News, Vol. 25, No. 4, 1990, p. 18. 参照。
- (4) 家庭裁判所における ADR のことについては Aster & Chinkin, 前掲書第一一章を、連邦裁判所における ADR のことは同書第八章に詳細である。
- (5) Michael Duffy, *Attorney-General, Second Reading Speech of the Courts (Mediation and Arbitration) Bill 1991* June 5 1991.

- (9) Practice Note No. 8 Assisted Dispute Resolution, Federal Court of Australia, 7 May 1990.
- (10) Law Council of Australia ヲリテ 領土ワシントン州 Australia 各州裁判官連立会ニテ 弁護士 紳士 職人 学生 ヲリテ 法律家 60 人ガ Solicitor 兼 バリスター 兼 法律顧問 Solicitor 兼 弁護士 6 人 裁判官 6 人 調停人 2 人 法律顧問 2 人 ガ 共同ニテ 報告書ニテ 記述セラル。
- (11) Sydney Morning Herald, 13 August 1990. 'Agreement is the Best Way', Australian Law News, Vol. 25, No. 7, 1990, pp. 14-15.
- (12) Resolution of Commercial Disputes, Vol. 3, No. 1, 1989, p. 1. Australian Commercial Dispute Centre ガ 調査報告書ニテ 記述セラル。
- (13) Cooper & Lybrand W. D. Scott, Review of the New South Wales Court System, May 1989.
- (14) Aster & Chinkin, p. 3.
- (15) Attorney General's Department (NSW), Alternative Dispute Resolution and the New South Wales Court System (January 1990) (Hereinafter Attorney-General, New South Wales); Attorney-General's Department (SA), Alternative Dispute Resolution (Green Paper) (Hereinafter Attorney-General, South Australia); Attorney-General's Working Party (Victoria) on Alternative Dispute Resolution, Discussion Paper (June 1990) (Hereinafter Attorney-General, Victoria).
- (16) Attorney-General, South Australia, p. 24.
- (17) Aster & Chinkin, p. 3.
- (18) Attorney-General, Victoria, p. 2.
- (19) NSW Law Reform Commission, Discussion Paper 21. Training and Accreditation of Mediators, 1989.
- (20) Aster & Chinkin, p. 3.
- (21) 'Activities of the New South Wales Law Society Dispute Resolution Committee', Australian Dispute Resolution Journal, Vol. 2, No. 1, 1991, pp. 67-8.
- (22) Mills G, 'Accreditation of ADR Specialists', Law Institute Journal, Vol. 65 nos 1 & 2, 1991, pp. 57-8.
- (23) Queensland Bar Association 'Dispute Resolution Scheme', Australian Dispute Resolution Journal, Vol. 1, No. 2, 1990, p. 102.
- (24) David J. 'Lawyers-Engage in ADR', Law Institute Journal Vol. 65, nos 1 & 2, 1991, pp. 51-3.
- (25) 44 Australia 国 邦立裁判官連立会ニテ 邦立裁判官連立会ニテ 報告書ニテ 記述セラル。
- (26) Ingleby R, 'Alternative Dispute Resolution and Courts', 1991年10月 Adelaide 法律研究会ニテ 報告書ニテ 記述セラル。
- (27) Pollard J, 'Family Mediation in NSW', 1991年10月10日 Sydney 法律研究会ニテ 報告書ニテ 記述セラル。
- (28) Winzler L and Donnelly L, 'Cutting the Real Costs of Family Disputes', Legal Service Bulletin, Vol. 13, No. 2, 1988, pp. 73-5 and 125-7.
- (29) 法律研究会ニテ 邦立裁判官連立会ニテ 報告書ニテ 記述セラル。 Commission, 報告 pp. 11-12, Charlesworth S, Turner J, and Foremanne L, Lawyers, Social Workers and Families, The

Federation Press, Sydney, 1990, pp. 186-188.

(27) Aster & Chinkin, p. 4.

(28) Aster & Chinkin, p. 4.

(29) Aster & Chinkin, p. 5.

(30) Aster H and Chinkin C, 'Dispute Resolution as Part of Legal Education', Australian Dispute Resolution Journal, Vol. 1, No. 4, 1990, pp. 208-24; David J, 'Integrating Alternative Dispute Resolution (ADR) in Law Schools', Australian Dispute Resolution Journal, Vol. 2, No. 1, 1991, pp. 5-11; Effron J, 'Breaking Adjudication's Monopoly: Alternatives to Litigation Come to Law School', Australian Dispute Resolution Journal, Vol. 2, No. 1, 1991, pp. 21-31.

III Australia におけるADRの近時の

発展の状況

1 Australia にあって、すでに述べたようにADRは特に近時目覚ましい発展を遂げつつあるといえるのであるが、歴史的に見ればADRの思想は、相当古い時代に遡ることが出来る。オーストラリアの先住民族であるアボリ人は、訴訟ないし訴訟類似の手段を避けて、ADR的紛争解決を行ってきたことを忘れるべきではない旨指摘されている⁽¹⁾。しかしながらアボリ人社会におけるADR的紛争解決制度は、オーストラリアの現代社会との連続性を欠くがゆえにここでは考察の対象からはすべしと⁽²⁾しよ。

2 英国人の植民以来、Australia にあつて利用されてきたADRは英国から継受された仲裁である。一六九七年の仲裁法(Arbitration Act)は民事訴訟の当事者をして、事件を仲裁に回付し、その仲裁判断を裁判所の判決と同一の効力をもって執行しうるものと規定していた⁽³⁾。

訴訟と比較して、低廉迅速且つインフォーマルな代替的紛争解決制度を設けようとする要望は、特に政府の諸機関、又はその他の公共団体との紛争解決について強かったのである。一九七三年のVictoria州のOmbudsman Actをかわきりにして、国民の国家に対する要求を処理するためのオンブズマンの制度が導入された⁽⁴⁾。Australiaでは、州レベル、および連邦レベルのオンブズマン、政府諸機関全般について諸要求を処理することができるオンブズマンおよび特定の問題に限定して事件を処理することができるオンブズマン等が置かれた。各種オンブズマンの権限は多様であるが、オンブズマンの重要な権限は、国民の行政に対する不服を審査すること、すなわち行政に対する不服理由があるか否かを調査し勧告(recommendation)をなす点に求められる。オンブズマンは中立であり行政機関に対して独立して調査を行うものとされている。Victoria州の法務省の作成した報告書であるWorking Party Reportは、ADRのサービスのすべての側面をモニタリングするオンブズマンの導入を提唱している⁽⁵⁾。

オンブズマンを裁判所外における紛争解決の一つの制度とす

れば、もう一つの動きは、広範な種類の紛争を解決する審判所の設置である⁽⁵⁾。多くの紛争処理機関は、decision-making をなすエキスパートないしスペシャリストを置くと同時に低廉、インフォーマル、非対席的 (non-adversarial) 且つアクセスの容易な正義をその存在理由 (raison d'être) とするものである⁽⁶⁾。

行政不服審判所法 (the Administrative Appeals Tribunal Act 1984) はその一例であって、以下のごとく規定している。すなわち「インフォーマル且つ迅速な方法で……行政処分を再検討する独立の審判所 (Tribunal) を設置し、その利益が当該処分により侵害されたすべての者に手続に関与することを認める」⁽⁷⁾ 'establish an independent Tribunal to review administrative decisions... in an informal and expeditious manner; and permit a broad range of persons whose interests are affected by a decision to participate in a proceedings.'

行政不服審判所 (AAT) の一般部局 (the General Division) にあつて例えは運送事故委員会 (Transport Accident Commission) 関係事件については予備審理 (preliminary conference) 及び手続指揮のための聴聞 (directions hearing) が活用されてきた。右の審理を担当するのは、審判官 (Registrar) である。また、審判所の非構成員が調停人として参加する強制調停審理 (compulsory conference mediation) が、右審判所の都市計画部局 (Planning Division) にあつて認められている。Victoria 州法務省の Working Party Report は、「一九八四年の AAT 法

を改正して、すべての部局 (division) において予備審理ができるような包括的規定 (comprehensive provision) をおくようにすることが望ましい。また AAT に事件を調停に付する権限を与えることが考慮されなければならない……」⁽⁸⁾ としている。しかしながら、インフォーマル・ジャスティスにみられる現在の傾向は、より以上に審判所を設置する方向にはなく、よりインフォーマルな他の機構を設置する方向にあり、審判所についてもその構成員について調停訓練を受けさせるという方向にある。審判所は、現在のところ比較的フォーマルなものと考えられており、事実本来意図されたところからみると、その手続はより法律的 (legalistic) であるといえよう。Australia, アメリカの両国において評論家は「法律的から非法律的への一改革志向 (reformalisation) の傾向が認められる」として⁽⁹⁾る。

以下、比較的最近の ADR の発展として、オーストラリア家庭裁判所 (Family Court of Australia) 、コミュニティ・ジャスティス・センター (Community Justice Centre) の発展や商事事件に関する ADR の活用について言及しておくことにする。

a 家庭裁判所 (Family Court)

一九七五年に Australia の家庭裁判所が設置されて以来、家庭事件を訴訟によらず別の方法で解決すべき旨の見解が提唱されてきた。家庭裁判所が設置される以前に既にその構成について議論があり、「法的手続 (legalistic procedure) は、夫婦をしてそ

の人間相互間の問題を解決するため法に向かわせる。」といわれた。⁽¹²⁾そこで新しい家庭裁判所は、後見的裁判所 (helping court) としての構成をとり、和解 (conciliation) を助成し、離婚後の問題が生じないように配慮し、不快と苦痛 (bitterness と distress) を減殺することを予定した離婚前離婚後のカウンセリング的機能をもつものとして組織された。⁽¹³⁾

家庭裁判所の在り方については、家庭事件の取扱に関する従来の経験を参考とすべきであり、その点からすれば、ミニマム・フォーマリティを保ち、家庭問題のスペシャリストの補助をうけ、和解的解決 (conciliation) を促進し、裁判は最終的な手続とするような裁判所として家庭裁判所を構成すべきであるということになる。⁽¹⁴⁾家庭裁判所判事は、カウンセラーであるべきではないが、手続をコントロールし、代替的解決 (optional solutions) を促進し、解決のための雰囲気 (the climate for settlement) を造らなければならないことになる。⁽¹⁵⁾そこで家庭裁判所の設置にあたり、その役割としてカウンセリングと和解的解決 (conciliation) に重点が置かれたことはいくまでもない。この点は一九七五年の家族法 (Family Law Act) 中に具体化された。同法におけるカウンセリングは和解的解決の規定により一層重視されるようになってきたのである。家庭裁判所は、公認の結婚カウンセリング団体と連携して活動を展開する。⁽¹⁶⁾これらの諸団体は、調停の重要性を認識し、その調停待望論が家庭裁判所に反映し、それが家庭裁判所と組んだ調停プロジェクトの

確立および調停技術を有する法律スタッフ及びカウンセリングスタッフの養成につながるようになるのである。⁽¹⁷⁾

d Community Justice Centre

アメリカ合衆国における neighbourhood justice centres の発展の影響をうけて、New South Wales 州政府は、この種の機構の Australia における機能性を検討することを決定し、一九七九年パイロットプロジェクトを発足させ、その一環として一九八〇年三つの Community Justice Centre を開設した。Banks Town, Surry Hills など Wollongong の各センターがこれである。州議会は、一九八〇年に Community Justice Centres (Pilot Project) Act を制定したのである。このパイロット・プロジェクトの機能は著しく高く評価された。⁽¹⁸⁾アセスメントによれば、「パイロットCJCJは評価されるべき実績を挙げ、しかも全体として右作業を機能的に実施している」とされている。⁽¹⁹⁾

同 Centres を設立せんとする州政府の動機は、悪質背景のある紛争 (backyard disputes) すなわち、重大な深刻化 (great aggravation) の原因となるとか重大な犯罪 (serious crime) につながる種類のものであって、警察官、治安判事 (magistrates)、国会議員、ソシアルワーカー、判事等にとって身近な事件を処理する効果的方法を発見することを目標としている。⁽²⁰⁾アメリカにおける豊かな経験が生かされるであろうとの期待がかけられ、この種の事件から生じる正義のシステムの著しい浪費を回避で

きることが警察を重大な犯罪に対する対処の負担から解放し、事件を解決するためのコストの低減を実現することが切望されたのである。⁽²¹⁾

センターが取扱う事件の大部分は、隣人間紛争事件であることが意図され、且つ現実でもそうであった。⁽²²⁾ Community Justice Centre における家庭事件も着実に増加してきているといわれている。⁽²³⁾ センターの調停する事件の多くは、治安判事 (magistrates)、警察、法律扶助協会、または法律相談所 (legal centres) からセンターに回付されたものよりである。

他の州においても同様の展開がみられる。Victoria においても法律扶助協会の構成員である solicitor の提案は、隣人間紛争事件のための調停機関の必要性を提唱していた。法務省、警察、地方公共団体、エスニックグループ及びアボリ人グループ、コミュニティサービス、裁判所書記官等を含む関係機関からなる委員会が Victoria における調停の機能を調査するために設置されたのである。⁽²⁴⁾ 同委員会の結論として、Victoria は、Noble Park Family Mediation Centre の経験を参考にした上で、Heidelberg Preston, Outer Eastern Suburb, Geelong および Bendigo の四つの Centres の機能を評価していることが右報告書に述べられている。右の四つの Centres は、法律扶助協会 (Legal Aid Commission) を通じて州政府によって設立されたものである。各センターは各センターの運営委員会 (managing committee) を通じて、コミュニティの輪を強化す

ることを目標としている。特に Heidelberg Preston Centre は、文化的に異質の社会をかかえており、それに対応したサービスを提供できるよう特別な配慮をしているようである。⁽²⁵⁾

mediation の信頼性を高めるための立法もなされた。例えば Evidence (Neighbourhood Mediation Centres) Act 1987 がそれである。センターの数は最初の四つから現在は七つに増えている。⁽²⁶⁾ これらのセンターは、Victoria の法務省によって設置され、現在は Community Dispute Settlement Centres と呼ばれている。

Australia 連邦首都直轄区 (Australian Capital Territory) は Conflict Resolution Service をもち、一九八九年初めに Queensland 政府は、今日既にその活動を開始している Community Justice Programme の設置を提案した。上記二つの機構の設置を通じて、Community Justice Centre of New South Wales の調停モデルが採用された。加えて Queensland では '008 Mediation Hotline' と称する調停機関が設けられている。⁽²⁷⁾ 商事紛争⁽²⁸⁾

英国人の植民以来、商事紛争の解決については、仲裁 (arbitration) が行われた。最近七〇年代及び八〇年代に入り、仲裁を促進する一連の事件が発生した。第一は、一九七五年の Institute of Arbitrators Australia の設立である。この機関は仲裁人の養成のための専門機関であった。Australia における仲裁は一九八四年以降、各州毎に The Uniform Commercial

Arbitration Acts が制定され、促進されることとなったのである。Queensland は一九九〇年に他州にならって同法を制定した。第三に、The Australian Centre for International Commercial Arbitration が一九八五年 Melbourne に開設された。これらの経緯は、国内的 国際的 商事仲裁制度の発展につながり、一九八六年一月における Australian Commercial Disputes Centre (ACDC) の設立がこれらにつながった。このセンターは、New South Wales の最高裁判所長官 (Chief Justice) Sir Laurence Street の提案のもと「ゴブナー」同州政府による調査(すなわち Ahrens Report) がビジネス界及び商事取引界においてこれを必要と認めたことによるものである。仲裁が徐々に費用がかかり且つ手続の複雑なものとなつてきているとする認識からすれば、ADRのうち仲裁以外の手段が望まれるようになったのである。そこで ACDC の役割は、「国内国際の双方にわたつてすべての種類の商事紛争にわたつて紛争解決のサービスを用意することである」⁽⁵⁷⁾、それは商取引界にわたつてすべてのタイプの事件にわたつて裁判外の紛争解決制度として Australia に与える唯一且つ最初の制度である」と言われたのである。

- (一) Aster & Chinkin, p. 5
- (二) ノースの ADR 的紛争解決のついで Australian Law Reform Commission, 'Research Paper No. 6, Aboriginal Customary Law and the Substantive Criminal Law', ALRC, Sydney, 1982, pp. 34-6.

周知のように Australia は移民国家である。先住民族アボリジンの関係で移民国家の成立のレギスライティブが問われることもあるが、Australia 法の概説書を見れば、必ずといってよいほどその法制史でアボリジンの法と言及した部分がある。現在の Australia 法はロモノローを継承したものであって、アボリジンの法と現代法との間に連続性があるというわけではないのであるから、上記のような記述は今日の Australia 法を学ぶ者にとって奇異な感じすら与える。特に外国人にとってはその感が強い。そこで国家成立のレギスライティブをめぐるアボリジンに対する Australia 国家の遠慮を感ずるのはきつぬべきであろう。

- (三) Aster & Chinkin, p. 5, 第 29 Ombudsman Act 1973 (Vic); Parliamentary Commissioner Act 1974 (Qld); Parliamentary Commission Act (WA); Ombudsman Act 1978 (Tas); Ombudsman Act 1972 (SA); Ombudsman Act 1980 (NT), Ombudsman Act 1974 (NSW).
- (四) Attorney-General, Victoria, p. 58.
- (五) Aster & Chinkin, p. 6.
- (六) Allars M. Introduction to Australian Administrative Law, Butterworth, Australia, 1990, Chapter 7 especially para 7, 9.
- (七) Administrative Appeals Tribunal Act 1984 (Cth), s. 4.
- (八) Attorney-General, Victoria, p. 41.
- (九) Allars M. above note 6, p. 315; Abel R. Introduction, in The Politics of Informal Justice, (ed Abel R.), Academic Press, New York, 1982.
- (十) ノース合衆国における ADR 的紛争法を要領「ケルマン」の「ソル」Sander F. 'Alternative Methods of Dispute Resolution: An Overview', University of Florida Law Review, Vol. 37,

- No. 1, 1985, pp. 1-27 at pp. 1-3.
- (11) ヲシヅメ・アスター & チンキン, p. 7.
- (12) Senate Standing Committee on Constitutional and Legal Affairs, Report on the Law and Administration of Divorce and Related Matters and the Clauses of the Family Law Bill 1974, Parliamentary Paper No. 133, 1974, para. 27.
- (13) *Ibid.*, para. 34.
- (14) *Ibid.*, para. 35.
- (15) *Ibid.*, para. 39.
- (16) Family Law Act 1975 (Ch) Part II.
- (17) ヲシヅメ・アスター & チンキン, p. 9-10.
- (18) Schwartzkoff J. and Morgan J. Community Justice Centres: A Report on the New South Wales Pilot Project, Law Foundation of New South Wales, 1982.
- (19) *Ibid.*, p. vii.
- (20) Ministerial Statement, Hansard, 6 March 1980, p. 5250.
- (21) *Ibid.*, p. 5251.
- (22) 一九八七—八八年に於いては隣人間紛争が六七%、一九八八—八九年に於いては六一・六%に落ちた。Community Justice Centres Annual Reports, Sydney, 1988-89 and 1989-90. NSW Law Reform Commission, Community Law Reform Program, Discussion Paper, Neighbour and Neighbour Relations, 1991.
- (23) *Ibid.*
- (24) Bryson D. 'Victoria's Neighbourhood Mediation Centres Project', Legal Services Bulletin, Vol. 12, pp. 108-13; Attorney-General, Victoria pp. 45-7.
- (25) Heidelberg Preston Neighbourhood Mediation Centre, Annual Report 1988, Heidelberg Preston Neighbourhood Mediation Centre Inc. Preston.
- (26) Frankston, Inner South, Northern Suburbs, Outer East, Geelong, Gippsland 及び Northern Victoria に関する報告。
- (27) Community Justice Centres Annual Report 1989-90, p. 8; Dispute Resolution Centres Act 1990 (Qld).
- (28) Faulkes W. 'The Modern Department of Alternative Dispute Resolution in Australia', Australian Dispute Resolution Journal, Vol. 1, No. 2, 1990, pp. 61-8.
- (29) 4545008 に関する参考文献。
- (30) ヲシヅメ・アスター & チンキン, pp. 10-11.
- (31) Newton D. 'Alternative Dispute Resolution and the Lawyer', Australian Law Journal, Vol. 61, 1987, pp. 562-68, ACDRC 44' 国際紛争解決機関の国内紛争解決の役割に関する報告。
- (32) Attorney General, Victoria p. 51.

IV Queensland のための Community Justice

Program ための Dispute Resolution Centres について⁽¹⁾

— Annual Report of the Dispute

Resolution Centres Council 1990-1991

を中心として——

1 本邦 Queensland のための Community Justice Program について

Queensland 州は、現在 Community Justice Centre を設置して同 Program を実施している。これは Queensland における最も重要なADRの一種であるといえる。この点について本論文の第三章で若干言及している。そこで本章では、その実情について若干の紹介をしたいと考える。

The Community Justice Program は The Dispute Resolution Centres Act 1990 に基づいて一九九〇年七月一日その作業を開始している。The Dispute Resolution Centres Bill は一九九〇年五月一七日 Queensland 議会に提出されたものであるが、それ以前の二年間研究調査がなされ、その結果が Green Paper にまとめられた。同法案は一九九〇年六月七日に右議会を通過 (Queensland は一院制) 一九九〇年六月一五日認証 (assented) された。The Dispute Resolution Centres Act 1990

は、調停人 (mediator) 及び調停手続 (mediation process) について規定している。警察、治安判事 (Justice of Peace) 及び magistrate (Magistrate Court の判事) による事件の付調停についても規定している。

更に同法は Dispute Resolution Centres の設立と職分および法務大臣による調停人の任命 (accreditation) についても規定している。同法はまた助言機関 (an advisory body) としての紛争解決センター委員会 (The Dispute Resolution Centres Council) の設置についても規定している。

2 The Dispute Resolution Centres Council

(1) 委員会の目的

この委員会の目的は以下の点に求められる。

a Dispute Resolution Centres の職務執行のガイドラインを決定し、同職務執行について遵守すべき指示を与えること

b Dispute Resolution Centres に関する諸問題および必要があると思われる本法と関連するすべての問題について法務大臣に対する報告書ないし勧告書を作成すること

c 同法 section 5, 1 の評価の必要に関連して、報告書を作成して勧告をなすこと、および右の評価につき助力すること

d Dispute Resolution Centres の職分の行使又は作業の実

施のため乃至有益な補助的附随的行為をなすこと

(section 2.1 Dispute Resolution Centres Act)

(2) 委員会の構成

一九九〇年六月法務大臣 Wells は、委員会のメンバーを任命したが、参考迄に肩書を付して紹介しておく。委員会の構成メンバーは、Annual Report of the Dispute Resolution Centres Council 1990-1991 作成の段階では変更がなかつた。

Mr William John Smith (President),
Barrister-at-Law, Stipendiary Magistrate;

Superintendent Peter Dautel,
Operations Co-ordinator,
Office of Assistant Commissioner,
Task Force,
Queensland Police Service;

Ms Diane Morgane,
Volunteer Centre, Queensland Council of Social Service;

Mr Philip Theobald,
Barrister-at-Law,
Vice President, Mediation Association of Queensland.
Member, Family Law Council, Mediation Sub-committee,
Chairman, Australian Institute of Family Law Arbitrators
and Mediators;

Alderman June O'Connell,
Brisbane City Council;

Ms Anne McMillian,
Solicitor, Youth Advocacy Centre,
Legal Aid Commissioner;

Mr Les Malezer,
Divisional Head, Aboriginal and Islander Affairs;
Mr Robert J. Stullen,
Principal Legal Consultant, Department of the Attorney-General

(3) 委員会の作業

委員会は一九九〇〜九一年の会計年度に四回会合している(一九九〇年八月二日、一九九〇年十一月八日、一九九一年二月七日および一九九一年四月一日)。委員会は Community Justice Program の実施状況を調査し、いかなる対策を講ずべきかについて検討し、各 centre の director に対して下記の諸問題について指示を与えている。すなわち家事調停、家庭内暴力を含む諸問題の調停に関する対策、薬物の影響下にある者に対する調停の方法、調停委員の任命に関するガイドライン、複雑多数当事者間紛争の Community Justice Program の対応、財産損害、人身傷害の危険を回避し滅殺するための情報公開の

根拠に関する section 5, 4 ②(c) の解釈等がこれである。

3 Community Justice Program

(1) 総説

Community Justice Program の準備は、一九九〇年二月に開始された。一九九〇年四月に Margaret O'Donnell 女史が所長に任命され、引続いて七月二日には、九人のスタッフが任命され、三六人が調停人としての訓練を終り、七月一三日に右三六人が法務大臣により調停人に任命され、右 Program が公式にその作業を開始したのである。

第一次終了時には、この Program は法務省内の一部局としての地位を得て、それは the Public Service Management Commission の意思によるものであった。Brisbane, Logan, Townville および Mt Isa の四つのオフィスを置いている。また、一六人の専任スタッフと二名の臨時職員および一三人の調停人を擁するにいたった。委員会は、Program の発足の段階で、法務省の Corporate Services Division が Community Justice Program に提供した専門技術的助力を受けることを認めよう。また New South Wales 州の Community Justice Centres のスタッフのアドバイスも貴重なものであった。

(2) Program の目標

Community Justice Program はアクセスの容易、低廉、フ

決を目指すものである。そこで Program の目標としては以下の諸点が指摘されている。

① 交渉 (negotiation)、妥協 (compromise) を通して紛争解決をはかることについて社会を教育しこれを推奨し、社会の内部の調和を図ること

② 裁判所、警察、自治体行政機関、福祉機関等、この Program がなければ紛争を持込まれる可能性のある公的機関の負担を軽減すること

③ 社会の弱者グループ（ポリ人および諸島民 (Aborigines and Islanders)、非英語圏からの移民、老人、若年者、婦人等に Community Justice Program へのアクセスを容易にすること

④ ADR サービスを提供することによって、社会や政府の負担になるリーガルサービスのコストを低廉化すること

(3) サービスの内容

調停はADRの一種であり、その利用は任意で且つ信頼関係を基調とする手続であるため調停による合意は裁判所や審判所 (tribunal) で強制はされない (not enforceable) ものとされている。

紛争当事者は、Community Justice Program のオフィスと通常電話でコンタクトをとり、受付係 (Intake Officer) と、調停に適した事件であるか否かについて協議する。Program が調停に向かない事件であると判断すれば、他の適当な機関に

回付する努力がなされることになる。Program に適した事件と判断されると相手に Community Justice Program の機能のアウトラインが記載された letter が送付される。これに対し約八〇%の相手方はなんらかの応答を示し、更にそのうちの三五%は調停に応じるといわれる。調停期日は土・日を除きウィークデイに指定され、両当事者に都合のつく時間が、したがって通常はオフィスアワーをはずした時間が指定されている。集合地も例えば neighbourhood centres とか、役所、市民ホール等を含む当事者に出頭しやすい場所が選ばれるようである。

必要なら通訳も手配され、その費用は基金から支出されることになる。通常 Community Justice Program から二人の調停人が参加する。調停成立の三ヶ月後に Program は調停に当事者が満足したか否かについてアンケート調査を行うものとされている。

(4) 調停人

Community Justice Program は一九九〇年六月三〇日一三名の調停人を置いている。調停人は調停人としての能力を有すれば良く、その他に特別な資格を必要としない。すなわち調停人には、対人的コミュニケーションの十分な能力および事件の分析能力、紛争当事者それぞれの立場に配慮する寛大さ、ハイレベルの emotion (情緒性) が必要とされるものといわれる。法務大臣による任命の条件として調停人は調停のシュミレーション訓練を含む七十二時間に及ぶ厳格な養成コースを受講し、

二所長により適当と評価された三件の調停を経験しなければならぬものとされる。

調停人の年齢は一八歳から七〇歳迄であり、そのおかれた環境、経歴等も様々である。教師、弁護士、ソシアルワーカー、警察官、カウンセラー、ビジネスマン、主婦、定年退職者等で一時間あたり一六オーストラリアドルの報酬をうけるものとされる。殆どの調停人は、この Program のなかで養成コースへの参加、調停の準備等報酬を伴わない調査時間を消費するようである。

(5) 事件の性質

調停の対象になる事件の性質も多様である。全事件の七四%をしめる最大のカテゴリは近隣紛争 (neighbourhood dispute)、財産侵害、騒音、樹木の枝の侵入、フェンスの問題、子供や家畜の管理等がこれである。この点については付表 II (2) を参照されたい。

第二のカテゴリは家庭事件である。世代間の (intergenerational) 紛争、別居乃至離婚につながる夫婦間の紛争等がこれである。その他不動産の賃貸、職場の同僚間の紛争等がある。

(6) 多数当事者間紛争

多数当事者間紛争は公益関連事件にみられ近時その数が増加しつつある重要な事件であるといえよう。その実例は省略する。

(7) 事件の出所 (Referrals)

事件の出所は正確に言えば四五ヶ所にのぼるが、最も重要な

のはそのうち六ヶ所である。この点については付表Ⅱ(1)を参照されたい。付表Ⅱ(1)をみてもわかるように自らの発意で申立てをなすものが二八・九七%にのぼっている。これらの申立人はこの Program の広報活動を通して Program の存在を知って申立てをして来ているものと思われる。また警察から調停に回付される事件も一七・一二%という高い率を示している。

社会福祉機関、自治体機関と Program との関係も良好でそれらから回付される事件もある。公的事業経営委員会 (Public Sector Management Commission) は作業場における不満を解決するため不満をもつ者に利用できるADRの一つとして調停を利用させるということが考えられる。保証金積立所 (Rental Bond Authority、不動産賃貸借の保証金を積ませる役所) および法律扶助協会 (Legal Aid Office) 等も同様である。

(8) 特別なターゲット・グループ

3 (2)②で指摘したグループにこの Program にアクセスさせることは重要であると考えられている。英語以外一四の異なる言語を用いるグループ及びエスニックグループが一九九〇年～九一年にこの Program を利用している。現在のこの Program のメンバー「When you disagree」は、イタリア、ギリシヤ、スペイン、アラブ、クロアチア、セルビア、中国、ベトナム語でそれぞれ出版されているし、通訳サービスの為の予算も組まれているようである。さらには、社会的経済的事情を異にする幅広い階層の者に利用されなければならず、特に低所得者、

中間所得者層はリーガルシステムにアクセスが困難であるために、この Program はこれらの者に利用されなければならないとされる。この Program のスタッフは、アポリ人等の組織や社会にこの Program を宣伝し、アポリ人等も調停人として採用されているのが現状である。

(9) トレーニング

調停人のトレーニングは Community Justice Program の重要な仕事の一つである。調停人の最初の養成は一九九〇年五月及び六月に行われ、引続いて各センターでトレーニングが行われてきている。これとは別に各センターは、トレーニングの一環として毎日調停人のミーティングを開いている。一九九〇年～九一年、調停人の合同ミーティングで家庭内暴力、子供の虐待、Rental Bond Authority, Dispute Resolution Centres Act, 家族法、合意の記載方法、コミュニケーション術等がテーマとして取上げられている。これらのミーティングは、調停人に Program のスタッフと接触する機会および調停人の相互接触の機会をつくり、その能力を開発するのに役立つようである。調停人のトレーニングのためのマニュアルやトレーニングのビデオも用意されており、Queensland Police Services は警察学校のオーディオビジュアル施設をこの制作の為に提供している。一九九一年五月には、Carrara High School で、Division Staff による紛争解決及び調停に関する三時間のトレーニングパッケージが試みられている旨報告されている。

(9) 他機関との連携・広報活動

Community Justice Program を成功裡に定着させるためには政府並びに非政府機関等広範囲の機関との連携が必要とされ、関係機関とのオンブズマン・オフィス (Ombudsman's Office)、消費者保護局 (Consumer Affairs Bureau)、法律扶助協会 (Legal Aid Office)、家庭問題・ブポリ人等問題担当局 (Department of Family Services and Aboriginal and Islander Affairs)、クイーンズランド家庭内暴力対策委員会 (Queensland Domestic Violence Council) 等々を含む関係当局との協力も必要とされている。

Program 担当局のスタッフは、四五〇の community のグループ、団体および政府機関とそのサービスについて協議なし講演、連絡会、短期講習会、調停の見学等々を行っている。また担当局長は、エスニック社会委員会 (Ethnic Communities Council)、常設法学教育セミナー (Continuing Legal Education Seminar)、Life in Suburbia (郊外生活) および ADR のシンポジウム等に招かれて講演しているし、さらには各 Centre の coordinator は、それぞれの地方の警察、福祉事業団体、リーガルサービス団体、地方自治体とのネットワークを拡大するよう努めている旨報告されている。

これらの担当局ないし各 Centre 職員による教育広報活動は各方面からの事件の回付及び調停人トレーニングの拡大につながるものと評価されている。警察も右の広報活動に協力的であ

り、この Program のスタッフが警察大学、警察学校の教科として正規の授業を行ったりしているようである。

法務大臣及び担当局長は、マスメディアを通してこの Program を促進する多くの機会を与えられており、一九九〇年、九一年にかけて担当局長はラジオの番組でレギュラー・スポットをもって広報活動を推進しているのである。約三〇%が当事者自身の申立によることもかような点に由来するものと思われる。Program は、調停を推奨する資料を作成し広く配布している。"When you disagree" とか "Get a prickly problem" と題する小冊子、アドバルーンやショッピングセンター、図書館等々の広告等々がそれである。

(11) 基本的成果

当 Program に対する community の反応は圧倒的に支持的かつ積極的なものであり、各州の同様のサービスと比べてもそのサービスの利用率は順調なものであるといえよう。この初期における高い認知度は、プログラムのスタッフによる集中的なマーケティング活動および司法長官の積極的な公的支援によるものである。

プログラムの開始後一年間において、一六、〇〇〇件以上の問合わせが〇〇八番 (フリーダイヤル) にあり、八四六件のファイルが開かれ (事案が取り上げられ)、また、二〇四件の調停がなされ、その八〇%が合意に達することができたとされる (一六四件)。

三ヶ月ごとのサービス評価質問書に対して五〇%の回答があり、回答の七五%はサービスに満足していると答え、五〇%は合意が遵守されていると答えられている。

法廷および警察の負担に対する当プログラムの影響についての正確な統計的評価を下すにはまだ時期尚早であるものの、調停当事者が満足のゆく合意に達した事例では、訴訟や紛争の拡大が防止されていると評価されている。

(一) 本稿は主としてこの Annual Report の紹介である。同 Report の入手については Brisbane の Feez Ruthning 法律事務所の御世話になった。記して感謝の意を表す。

V 結 語

以上述べたところは Australia における ADR の近況の極めて概略的な考察にすぎない。Australia の ADR も連邦国家の御多分にもれず州によって異なる面を多くもっている。詳細な考察は連邦レベルおよび各州レベルでなされなければならないし、また事件類型ごとになされなければならないことはいくらまでもない。その作業は今後の課題である。

しかし確実にいえることは、1 Australia にも諸外国同様特に近時 ADR を発展させるべき社会的状況があること、2 アメリカの ADR に触発されつつ Australia が独自の調査、研究から必ずしもアメリカの ADR をそのまま受け入れているわけ

ではなく、Australia それ自体の ADR を発展させていること、3 その前提として公的機関ないし准公的機関による ADR の調査研究が極めて頻繁且つ大規模に行われ、それぞれが ADR について提言していること等の諸点を指摘することができる。

付 論 Australia における司法改革の動き

司法制度の効率化及び裁判へのアクセスの容易化は、いずれの国においても常に司法改革の関心の中心にあるものと思われる。Australia にとっても連邦法務省 (Federal Attorney-Generals' Department) は一九九三年一月裁判のコストを引き下げ、裁判へのアクセスを容易化するための緊急且つ大幅な司法改革を内容とする報告書を作成した。私は本年二月オーストラリア・メルボルン大学に滞在する機会があったが、現在のところ残念ながら右報告書を手していない。しかし、一九九三年一月二九日付 The Age 紙は Michael Magazanic 記者の "Reforms get Law Institute support" という "Obstacles to urgent law reform" と題する記事を掲載して、若干その内容を紹介している。

その主たる内容は、成功報酬制 (contingency fee) の導入、勅選弁護士制 (Queen's Counsel) の廃止、lawyer に関する barrister 及び solicitor の二元構成の廃止 (一元化)、barrister の職務制限の廃止、会計士等いわゆる non lawyer の法

職域拡大、solicitor の広告規制の緩和等々がこれである。

成功報酬制の導入は一般国民の裁判所へのアクセスを容易にし、その裁判を受ける権利の保障につながるであろう。すなわち、High な国民への legal aid を受ける資格のある貧窮者は裁判へのアクセスを保障されるのに対し、その中間層である一般国民のアクセスの保障として成功報酬制は有意義であると考えられている。

勸選弁護士について若干コメントすれば以下の通りである。すなわち、勸選弁護士は、barrister を senior barrister と junior barrister とに区別し、そのうち senior barrister を指す意味で用いられる。senior barrister は極く少数でその任命にあたり、実務経験学識等評価の高い者が厳選される。その為 barrister としては極めて評価が高い。senior barrister は法廷に臨むにあたり junior barrister を同伴しなければならず、その為にクワイエントは senior barrister に委任するにあたり junior barrister の報酬まで負担しなければならず、その弁護士報酬額が極めて高額化するので、国民(クワイエント)側から Queen's Counsel を廃止して barrister を一元化することが望まれている。Northern Territory や NSW 州では Queen's Counsel を廃止して barrister の一元化を図った。なお junior barrister とすなわち Queen's Counsel と呼ぶのは何故かという点について若干の裏話を披露すれば、既述の通り senior barrister の任命にあたり厳選されるので、Queen's Counsel と

任命されない以上 barrister を junior barrister にとどめり老年の barrister に junior barrister の呼称を用いることは抵抗がある中で、junior barrister を単に barrister と称し、senior barrister を Queen's Counsel と呼ぶようになった。

ゆえに、barrister に事件を委任するためには、solicitor を通じなければならぬ。したがって Queen's Counsel に事件を委任するには solicitor, Queen's Counsel 及び junior barrister 三者の報酬が必要となり、弁護士報酬が極めて高額化して行く。また Queen's Counsel は極めて少数であるために junior barrister と比較してその報酬は高額である。

その上 barrister は Queen's Counsel も含むその数が少数であって、その為に報酬が高額で一般には Queen's Counsel については収入の高額化が過激なとの批判が強い。Queen's Counsel を廃止して barrister を一本化するつもりで、ゆえに barrister と solicitor を一元化するつもりで、Lawyer の競争を促進して、弁護士報酬を引下げることが考えられることになる。

NSW 及び QL では barrister と solicitor を区別して gone がそれ以外の諸州では両者の区別を廃止した。Victoria 州は、法律上両者は区別されていないものの、事実上職務の分担がなされている。以上が Queen's Counsel の廃止による barrister 並びに solicitor の一元化提案の背景であるという。

裁判のフロントについては Trade Practices Commission In-

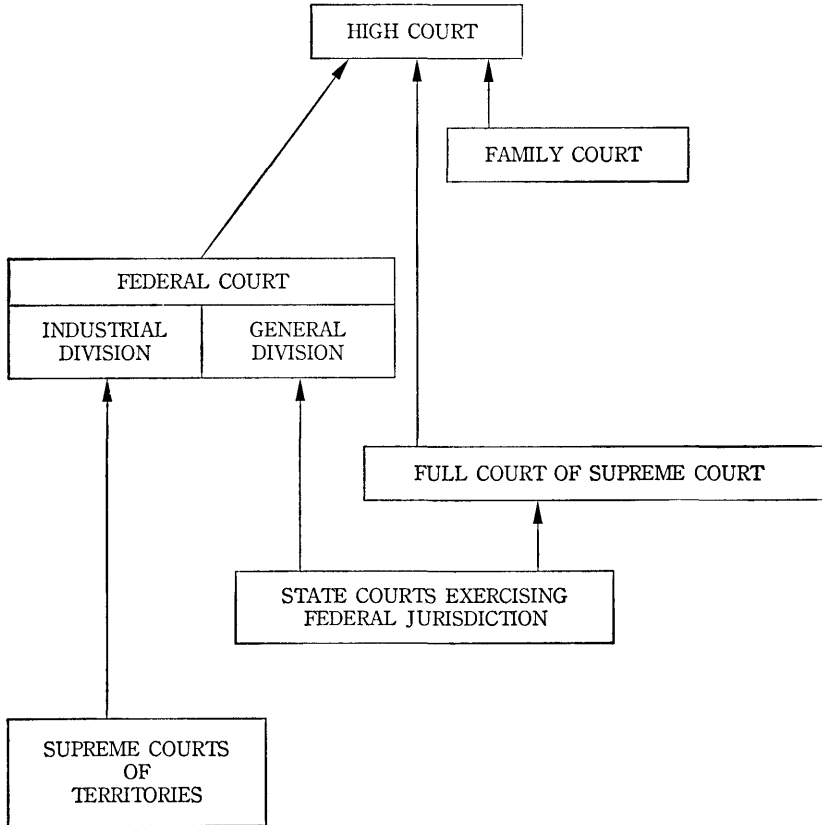
quiry, Senate Inquiry & Victorian Taskforce Reports, Victorian Law Reform Commission (これは司法改革に消極的と考えられる Victoria 州法務大臣 Wade 女史により廃止された) のレポートがあることを指摘しておこう。

前記連邦法務省の司法改革案については、Victoria 州の約七、〇〇〇人の solicitor をもって組織している弁護士会である Law Institute がこれを支持する旨の見解を発表している。元 Law Institute 会長で現法律扶助協会 (Legal Aid Association) 会長の Peter Grandolfo 氏もこの改革提案に賛成している。これに対して Victoria 州法務大臣 Wade 女史は右の司法改革提案に対して態度を保留し、州の barrister をもって組織するバリスター弁護士会である Bar Council もその態度を保留している。

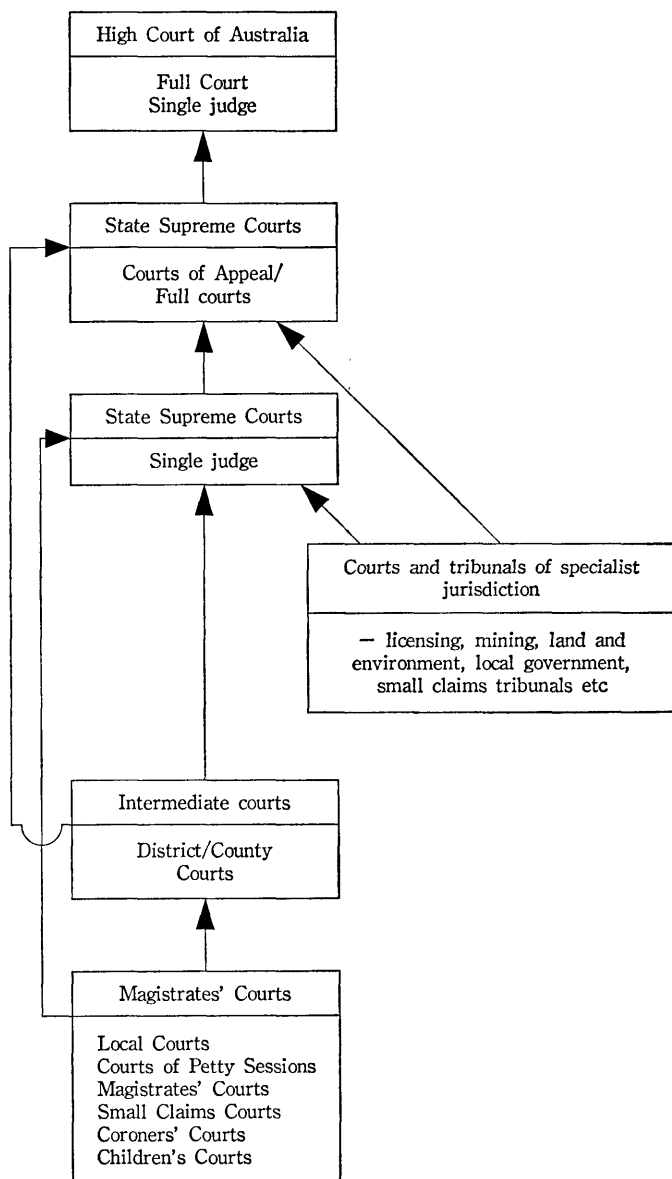
このように右連邦法務省の司法改革提案の評価について、Australia の実務界特に弁護士界は barrister 派と solicitor 派に分かれているのが現状である。したがって、改革の成否、範囲、時期については不透明な点が多いが、提案者である連邦法務省は、改革に反対があることは承知していること、法務省はあくまでも自らの利益を擁護しようとする集団 (barrister の集団である Bar Council を指すものと思われる) と対決するが、彼等を「金銭と特権と地位を有し殆どチャレンジを受けない独占的地位を有する保守的集団である」と決めつけて、改革に相当な意欲を燃やしているようである。Australia では、

barrister は法が一般的に保守的であると同様に特に保守的で、リッチで且つパワフルで団結がたいといわれている。パワーを有する barrister がそのパワーを減殺されることに容易に賛成しないであろうし、それが司法改革の障害になることは容易に予想されるといわれている。例えば、barrister にとって、その事務処理上の過失によりクライアントに損害を与えた場合に一定の要件のもとに barrister に損害賠償の訴を提起できるとすることは、Bar Council の容易に認め難いところであろう。司法制度の改革にあたり、最も重要なことは、Bar Council が、正当な利益を主張することは当然であるにしても、社会的にみて不合理と思われるような集団の利益に固執することなく、国家的見地に立って司法改革を評価すべきであるということである。わが国の法曹三者協議における弁護士会の態度も同様であらねばならないといえるべきであろう。

付表 I - (i) HIERARCHY OF FEDERAL COURTS

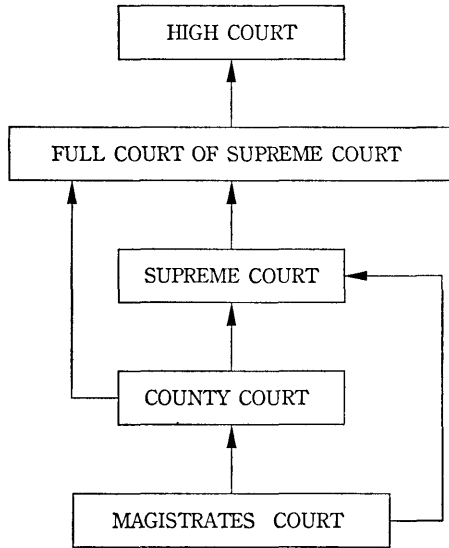


附表 I - (2) HIERARCHY OF QUEENSLAND COURTS

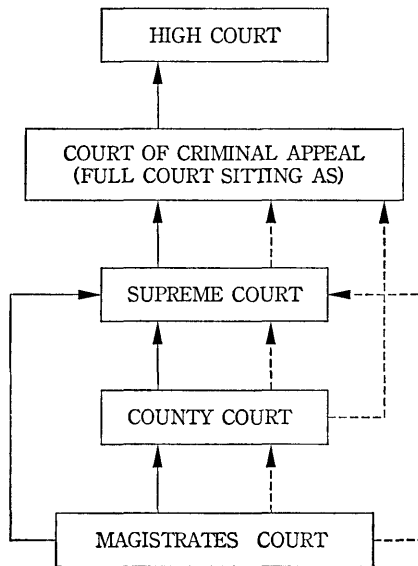


付表 I - (3) HIERARCHY OF VICTORIAN COURTS

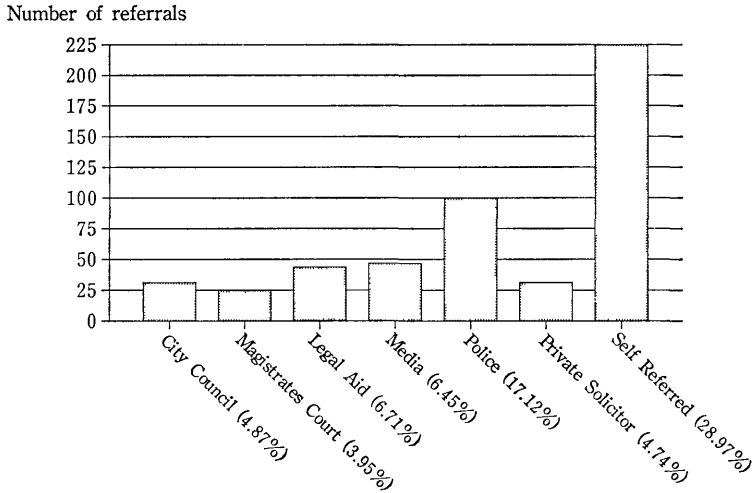
(i) Civil



(ii) Criminal



附表II-(1) Most Common Sources of Referral



附表II-(2) The Most Common Causes of Neighbourhood Disputes

